事業者各位

総務部契約管理課 工事設計指導主幹

見積策定単価の公表について(通知)

市が発注する工事において、実勢価格調査や見積もりにより策定している個別工事に係る設計資材単価等については、現在、「非公表」として取り扱っているところですが、近年、工事に使用する資材が多様化し、これに伴い、見積策定単価等が増加していることから、入札契約手続きの透明性確保のため、次のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1 公表の内容

市発注工事の積算に用いる設計資材単価のうち、実勢価格調査や見積書の徴取により策定した設計資材単価を公表するものとする。

建設物価や積算資料の単価の公表については、従来通り、情報公開制度に基づき対応するため、非公表とする。

また、公表することにより支障が発生すると懸念される場合には、その理由を 整理し、非公表とすることができる。

2 公表の対象とする工事種別

公表する工事については、当面の間、工事種別が「土木」、「舗装」、「土木・舗装」、「造園」の工事から段階的に試行するものとする。

3 公表の時期

当該工事に係る設計図書閲覧開始時

4 公表の方法

見積用参考資料に実勢価格調査(見積書)等資材単価を添付し、公表する。 (別紙作成例参照)

5 適用開始日

令和4年4月1日以後に入札公告及び指名通知(随意契約を含む)する設計 金額100万円以上の建設工事に適用します。